

原発事故時、居住制限区域（浪江町）にて4世代で居住していた申立人らのうち、曾祖父母について、山間部の土地を開拓して自宅を建て、農作物を栽培し家畜を飼育するなどして自給自足の生活基盤を確立し、約60年にわたり家族とともに生活してきたことを考慮して、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分としてそれぞれ150万円の賠償が認められるとともに、兩名及びその他の申立人らに対し、家族別離、介護等の事情にもとづく日常生活阻害慰謝料の増額分及び生活費増加費用（水道代等増加分及び自家消費野菜）の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7、同X8、同X9及び同X10（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金1820万3894円の支払い義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、金464万8894円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月28日

（仲介委員 板橋 愛子）

## 別紙

令和○年（東）第○号事件 申立人 X1 外9名

項目		申立人名	期間等	金額
日常生活阻害 慰謝料の増額 (第五次追補第 2の4項指針 I)	⑧家族の別離	X1、X6及びX8	平成23年3月11日～ 平成23年11月末日	270,000
	①要介護状態にある こと	X9	平成23年3月11日～ 平成30年3月末日	1,275,000
	⑥重度又は中等度の 持病を抱えた避難生 活	X8	平成23年11月1日～ 平成25年3月末日	510,000
	⑥重度又は中等度の 持病を抱えた避難生 活	X7	平成23年9月1日～ 平成24年4月末日	240,000
	⑥重度又は中等度の 持病を抱えた避難生 活	X1	平成23年4月1日～ 平成30年3月末日	2,520,000
	⑥重度又は中等度の 持病を抱えた避難生 活	X10	平成24年1月1日～ 平成24年10月末日	300,000
	③①の者の介護を恒 常的に行ったこと	X6及びX7	平成23年3月11日～平 成30年3月末日	2,550,000
	⑦⑥の者の介護を恒 常的に行ったこと	X2	平成23年4月1日～平成 30年3月末日	2,520,000
	④幼児の世話をしな がらの避難生活	X2	平成23年3月11日～平 成26年3月末日	370,000
生活費増加分	水道代等増加分	X1及びX6	平成23年3月11日～平 成30年3月末日	858,500
	食費増加分	申立人ら	平成23年3月11日～平 成30年3月末日	2,295,000
就労不能損害		X10	平成27年3月1日～平成 29年2月末日	1,495,394
生活基盤変容慰謝料(増額分)		X8及びX9	左記の申立人ら2名につ き、各150万円	3,000,000
合計				18,203,894